

学校法人青森山田学園への寄付金に対する税法上の優遇措置について

—法人・企業等の場合—

学校法人青森山田学園
法人本部 総務部

法人・企業等からの学校法人青森山田学園への寄付金については、法人税の確定申告に際し、当該事業年度の損金に算入されますが、寄付金制度の種類により下記のいずれかの優遇措置が受けられます。

記

【1】受配者指定寄付金制度

日本私立学校振興・共済授業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付する制度で、寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます。

損金算入限度額：全額を損金に算入可能

【2】特定公益増進法人に対する寄付金制度

特定公益増進法人（学校法人等）に対する寄付金として寄付いただいた場合は、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金算入することができます。（特別損金算入限度額）

特別損金算入限度額：（資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%）×1/2

※申込手続～寄付金受領書送付までの流れは、裏面に記載

（例）A社（資本金2億円・当該事業年度所得2,000万円）から200万円のご寄付の場合

【1】受配者指定寄付金制度

200万円のご寄付 → **200万円（全額）損金とし算入可能**

【2】特定公益増進法人に対する寄付金制度

$\{(2 \text{ 億円} \times 0.375\%) + (2,000 \text{ 万円} \times 6.25\%)\} \times 1/2 = 100 \text{ 万円}$ （特別損金算入限度額）

$\{(2 \text{ 億円} \times 0.25\%) + (2,000 \text{ 万円} \times 2.50\%)\} \times 1/4 = 25 \text{ 万円}$ （一般損金算入限度額）

損金算入できる金額合計：125万円

以上

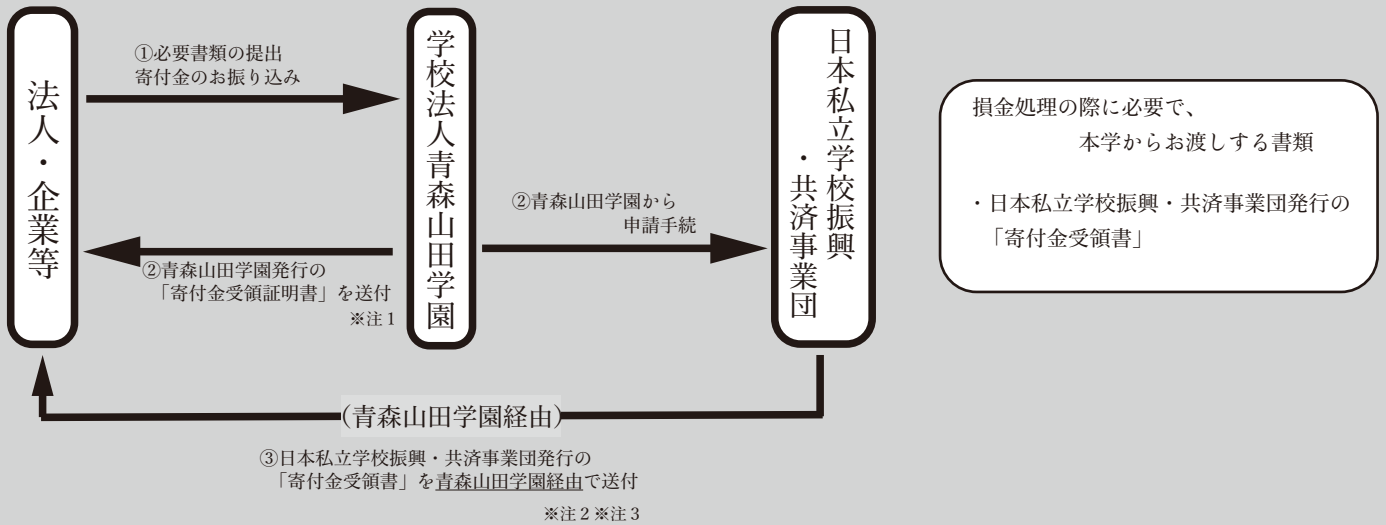
本件に関するお問い合わせ

学校法人青森山田学園 法人本部総務部 寄付金担当

〒030-0943 青森県青森市幸畑 2-3-1 TEL:017-728-8001 FAX:017-728-8282

お申込手続き～受領書送付 フローチャート

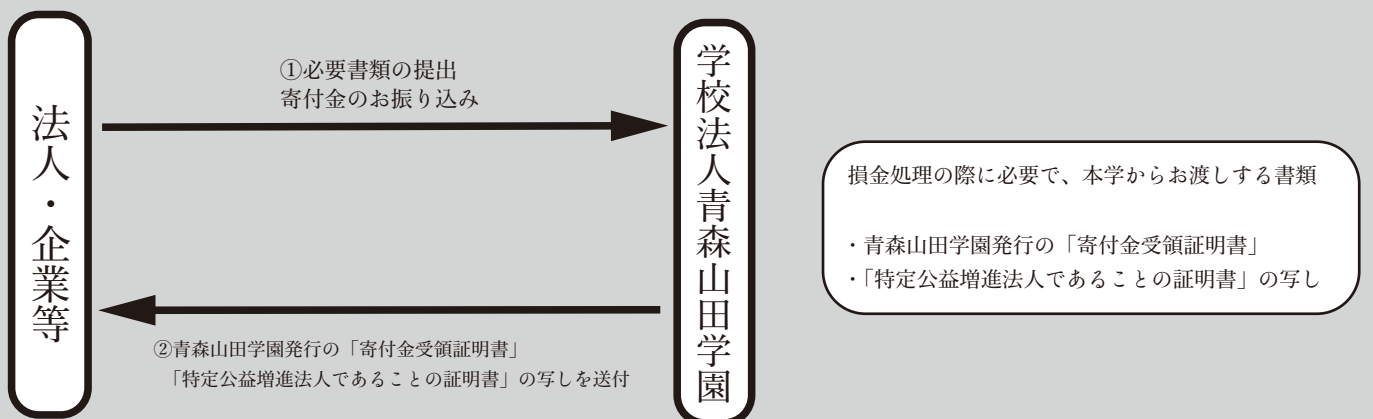
【1】受配者指定寄付金制度



- ①申込に係る必要書類（様式 A、様式 1-1）をご提出いただき、青森山田学園へ寄付金をお振り込みください。
- ②提出書類と入金を確認し次第、青森山田学園から日本私立学校振興・共済事業団へ寄付金を送金します。
青森山田学園発行の「寄付金受領証明書」を一時的に送付いたします。 ※注1
- ③日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」を青森山田学園経由で送付いたします。 ※注2※注3

- 注1 本学発行の「寄付金領収証明書」では、受配者指定寄付金制度を受けられません。
必ず日本私立学校振興・共済事業団が発行した「寄付金受領書」を損金処理の際にはご使用願います。
- 注2 日本私立学校振興・共済事業団が発行した「寄付金受領書」の日付は、本学から事業団へ送金した日付になります。
- 注3 日本私立学校振興・共済事業団が発行した「寄付金受領書」がお手元に届くまで、2ヶ月程度期間を要します。
予めご了承ください。

【2】特定公益増進法人に対する寄付金制度



- ①申込に係る必要書類（様式 A のみ）をご提出いただき、青森山田学園へ寄付金をお振り込みください。
- ②提出書類と入金を確認し次第、青森山田学園発行の「寄付金受領書証明書」と「特定公益増進法人であることの証明書」の写しを送付いたします。